

掛川市告示第31号

掛川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する要綱（平成29年掛川市告示第28号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

掛川市長 松 井 三 郎

第4条第1項第5号中「保健師その他保健医療に関する専門的な知識を有する」を「前号に規定する委託又は」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。